

川西市介護予防・健康ポイント事業構築・運用業務委託仕様書

1 目的

スマートフォン歩数計アプリ（以下「スマホアプリ」という。）を用い、高齢者が自ら介護予防に取り組むこと、また働き世代も含めた市民が自らの健康状態に関心をもち、健康づくりに取り組む動機付けを行い、ポイント付与制度等を活用した介護予防活動・健康増進活動への参加促進ができる仕組みを構築することで、介護予防と健康づくりの推進を行うことを目的とする。

2 事業場所

川西市役所及び川西市内とする。ただし、業務上必要と認めるときは、この限りでない。

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) 概要

・介護予防ポイントと健康ポイントをそれぞれ区分して任意の方法により付与及び蓄積し、全国で利用可能な共通ポイント（以下「共通ポイント」という。）へ交換する。これらの一連の操作をユーザーがスマートフォンにインストールした1つのアプリ内で自ら実行する。

・介護予防ポイント及び健康ポイントの趣旨は、次のとおり。なお、年齢区分等については、構築の際に協議を行い、市において条件定義するものとする。

①介護予防ポイント

(ア) 40歳以上の市民が高齢者向けの介護予防活動を支援することで付与されるポイント

(イ) 65歳以上の市民が介護予防活動に参加することで付与されるポイント

②健康ポイント

40歳以上の市民が歩くことを含む健康増進活動を行うことで付与されるポイント

・利用想定人数は、年間5,000人で、1人につき1つのIDを付与する。

・本事業は、契約締結後に要件定義等の構築業務を行い、令和7年1月からユーザー（以下「利用者」という。）が利用を開始する。

・利用者へアンケートを行い（年間1回程度）、事業運営データとともに効果検証を行う。市が行う事業評価を保有するデータ提供等により支援するものとする。

・ポイント付与期間及び抽選期間は、市が定める任意の期間とする。

・仕様に合わせて十分なシステムのテスト期間を設けること。システムのテストは、市職員が行うが、テスト中の画面を使用して活動先への説明を行うことができる期間とする。また、全体のスケジュールは、余裕を持って組み立てること。

(2) システム機能要件

I. スマートフォンアプリの構築

<共通>

①Android、iOSの両端末に対応できるよう必要な手続を行うこと。

②アプリの動作保証機種をインターネット上に明記すること。構築時には、iOS14以

上、Android9 以上で動作すること。

- ③Android、iOS のアプリケーションを提供する正規のストアに登録し、利用者が無料でアプリをダウンロードできること。また、事業終了に伴う Android、iOS のアプリケーションを提供する正規のストアからの削除は受託者の負担により行うこと。
- ④ユーザーを ID 等一意な値で上限数なく管理でき、アプリを再インストールした際もデータを引き継ぐことができること。ID の発行数に応じて費用等に影響がないことが望ましい。
- ⑤初期登録は、携帯電話番号を利用した SMS 認証を行ったうえで、個人情報（住所（郵便番号のみ）、氏名（ニックネーム可）、生年月（日は不要）、性別（「未回答」の選択肢を含む。）、身長、体重、メールアドレス、携帯電話番号）の入力を必須とすること。
- ⑥市管理者が任意の利用者、または利用者全員へ一斉に任意に設定したメッセージをアプリでプッシュ通知することができること。
- ⑦選択式や記述式によるアンケートを作成することができ、回答は回答者の属性を含めて CSV で出力できること。
- ⑧介護予防ポイントと健康ポイントは1つのアプリ内で別に管理し、現在の獲得ポイントが介護予防ポイント、健康ポイント別にアプリ内で確認できること。
- ⑨市が指定した日時に付与した介護予防ポイント及び健康ポイントそれぞれを個別に失効させることができること。
- ⑩アプリから操作方法、よくある質問、問い合わせフォーム、プライバシーポリシー、利用規約へアクセスできること。

<介護予防ポイント>

- ⑪介護予防ポイントは、利用者のスマートフォンにインストールしたアプリで二次元コードを読み込むことにより付与すること。
- ⑫二次元コードによる介護予防ポイント付与は、読み取り回数や GPS の利用などによる不正防止対策を行えること。
- ⑬蓄積した介護予防ポイントは、共通ポイントに交換できること。また、交換できる介護予防ポイント数に上限設定を行えること。

<健康ポイント>

- ⑭アプリの起動状態にかかわらず、端末で計測した歩数の情報を取得することができ、歩数に応じた健康ポイントを付与できるよう設定できること。
- ⑮市管理者が設定した歩数を達成した時に健康ポイントを付与し、蓄積することができること。
- ⑯蓄積した健康ポイントは一定数のポイントを貯めることにより、システム内で一月単位で抽選による共通ポイント付与が行えること。

<共通ポイント>

- ⑰介護予防ポイントからの交換、及び健康ポイントからの抽選により付与する共通ポイントへの交換手数料は、市が負担するものとする。
- ⑱介護予防ポイントからの交換においては、アプリ内で操作することにより50ポイント単位で共通ポイントへ交換できること。

II. 管理画面の構築

- ①市管理者が利用者の利用状況をインターネットで確認できるよう、以下のOS及び利用ブラウザを想定し、管理画面を構築する。なお、バージョンは構築着手時の最新のものとする。

稼働後、ブラウザ等の開発元からのサポートが終了した場合は、後継バージョンを利用することを想定するものとする。

○利用想定OS

Windows10以上、macOS、iOS、Android

○利用想定ブラウザ

Microsoft Edge、Firefox、Safari、GoogleChrome

②利用者の歩数などの利用状況やポイント獲得状況、利用者の登録情報等を介護予防ポイント、健康ポイント別に、管理画面上で表示し、CSVで出力できること。

③ログイン履歴が一定期間ないID、介護予防ポイントまたは健康ポイントの獲得や抽選が一定期間ないIDを検索し、ユーザーへ利用を促すプッシュ通知を送信の後、強制削除することができること。

④健康ポイントの抽選及び共通ポイント付与について、管理画面から条件を設定でき、設定した条件で月に1回、抽選及び共通ポイントの付与ができること。なお、抽選及び共通ポイントの付与は、システム上または受託事業者側で行うこと。

III. サーバ及びネットワーク

①クラウド型の場合、サーバはデータセンターにあるサーバを利用するものとし、サーバの種類、数量やCPUなどのスペックについては、本仕様書に基づいた受託者の仕様とする。今後、発生するOSのアップグレードや本システムの改修費用は受託者が負担すること。

②スマートフォン等の端末とサーバのネットワークプロトコルは、原則HTTPSまたはHTTPであること。また、システム初期利用時等暗号化が必要な場合には、HTTPSであること。

③ネットワーク回線の品質、稼働率、帯域保証は利用想定人数等から同時接続数を想定し、登録した全ユーザーが快適にシステムを利用できること。

④サーバの設置場所は、日本国内であること。

⑤サーバの設置場所は、大規模な自然災害及び火災にも耐える構造、設備を有すること。

⑥サーバ設置場所は監視カメラを設置のうえ常時監視することとし、入退室については、入退室者の厳密な認証及び入退室記録を行い、1年間保管すること。

⑦非常自家発電装置を設置し、同装置により安全にシステムを終了させることが可能であること。

IV. 運用及び保守

①システム運用時間は、原則24時間365日とする。障害の早期発見のため、10分間隔で本システムの死活監視を行うこと。ただし、全システムに関連するハード・ソフトのメンテナンス作業時は除くものとする。

②データの保存容量は、2年間に相当する容量の保存ができる状態にしておくこと。

③月次でフルバックアップを行い、利用者の属性やポイント獲得状況などは日次でバックアップを行うこと。月次のフルバックアップは最低三世代、日次のバックアップは最低五世代を保存し、障害時における検証や復元のため任意にバックアップデータを閲覧及び展開できること。

④システムは、自動運転を行うなど運用に負荷のない維持管理、変更体制が十分確保されていること。

⑤システムのメンテナンスにおいては、原則として夜間を実施するものとし、事前に市へ連

絡するものとする。ただし、不具合による緊急メンテナンスの場合は除く。

⑥データセンターに設置した本システムを構成するハードウェア・ソフトウェアに障害が発生したときは、速やかに市へ初期対応方法を示し、業務継続が確保できるよう努めること。

⑦アプリ等開発着手から委託期間終了までの間、アプリ等の運用・保守管理を行い、必要な対応（iOS 及び AndroidOS バージョンアップに伴う対応・動作検証・不具合等の修正）を行うこと。

⑧業務履行期間内に軽微な修正・追加を本市が要望する場合、速やかに内容を協議のうえ、対応すること。

⑨ダウンロード数・発信情報数・サイトアクセス数について把握できるようにすること。

⑩利用者向けのコールセンターとは別に、市職員からの問い合わせ（利用方法や不具合等）に土、日、祝日を含む午前9時から午後5時まで対応できる連絡先を設けること（連絡先は、営業担当者等でも可とする）。

V. セキュリティ対策

①個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、本市情報セキュリティ対策基準に追従したシステムとして整備すること。

②利用者情報保護及び改ざん防止、不正利用などのセキュリティ対策を講じること。

③ウイルス対策ソフトを導入すること。なお、ウイルス対策ソフトのパターンファイルは、更新の有無を1日1回以上確認し、更新されていた場合は速やかに適用すること。

④サーバ（OS・アプリケーション）のセキュリティパッチについては、公開から15日以内に本市へ通知し、公開から30日以内にセキュリティパッチの適用可否を決定（分析）のうえ、報告すること。不可の場合は代替策を講じること。

⑤改ざんの有無を1日1回以上確認し、マルウェア、悪意的なスクリプト、オンライン詐欺サイトの埋め込みなどを検知した場合は速やかに市に報告し、対応すること。

⑥操作ログ及びアクセスログのファイル出力が可能であること。保存期間は、最低6か月とする。

VI. 将来的な対応

①本システム機能の増設とそれに伴う各種設定及び増加するデータに対応できるものであること。

②本システムに機能追加等のバージョンアップがあった場合の費用の考え方を示し、可能な限り本提案に含めること。

③履行期間が満了した場合の次回更新時において、次期システムへ登録情報等のデータ移行に必要なデータ抽出にかかる手法について、本提案の範囲でデータの真正性を損なわないで抽出を行うこと。

(3) 広報等事業周知支援（令和6年度）

I. 活動先（介護予防ポイントを付与できる活動を行う団体）及び利用者向け説明会の実施

①説明会を開催し、市民に対してアプリの使い方説明及びアプリ登録サポートを実施すること（令和6年度中に10回程度の開催）。説明会を動画撮影し、インターネットへの掲載などができるよう編集のうえ市へ提供すること。

②説明会資料は受託者が用意すること。会場及び会場で使用する機器は市が用意する。

II. 職員向け説明会の実施

- ①市職員への管理画面等の操作方法研修を実施すること。
- ②説明会資料は、受託者が用意すること。会場及び会場で使用する機器は、市が用意する。

III. 広報ツール

- ①事業の周知を目的としたポスターを作成し、市の指定する部数（A3 マットコート紙90kg、100枚）を市の指定する場所に納品すること。デザインは受託者で作成し、市にあらかじめ確認を取るものとする。
- ②作成したポスターの Illustrator (ai) 形式及び PDF 形式のデータを市の指定する方式により納品し、これらは受託者の承諾なく本市が編集することができるものとする。
- ③納品するポスターに使用する著作物の著作権は、受託者の負担において適切に手続を行うものとする。

(4) コールセンターの設置及び運営

I. コールセンターの設置

- ①市民からの問い合わせに対応するコールセンターを令和7年1月から令和9年3月まで設置すること。
- ②受託者は、本市専用の電話回線を最低2回線設置し、本事業の利用想定人数に応じた対応が可能であること。

II. コールセンターの運営

- ①利用者からのアプリのインストールや操作方法、活動先からの介護予防ポイント付与に関する問い合わせ等に対応すること。
- ②対応方法は、電子メール及び電話とする。
- ③電話受付時間は、平日（土、日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。）午前9時から午後5時までとする。
- ④問い合わせへの対応は、速やかに行うこと。受託者で解決できない場合は、速やかに本市へ内容を報告・相談し、指示を仰ぐこと。

5 完了報告

受託者は業務委託期間のうち、（1）契約締結日から令和7年3月31日、（2）令和7年4月1日から令和8年3月31日まで、（3）令和8年4月1日から令和9年3月31日までの3期間に区切り、各期間の終了後、1か月以内に本市に対し業務内容の業務完了報告届を提出し、検査を受けること。

6 委託料の支払

受託者は、業務完了報告届を本市が受理した後、本市に対し委託料を請求するものとする。本市は請求があった日から30日以内に金融機関への振込によりこれを支払うものとする。なお、受託者は本市へ債権者登録するものとする。

7 守秘義務

受託業務に従事している者または従事していた者は、受託業務に関して知り得た情報を漏らし、または不当な目的のために使用してはならない。受託業務終了後も、また同様とする。

8 知的財産権

I. 業務プログラムの著作権

本業務で採用された業務プログラムにおける一切の知的所有権に関して、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める権利を含む全ての著作権は、受託者に留保する。

II. 成果物の著作権

本業務における成果物のうち、納品された各ドキュメントにおける一切の知的所有権に関して、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める権利を含む全ての著作権は、パッケージ標準に付加されるマニュアル等の原本を除き、本市に帰属する。また、本サービス稼働時に移行または蓄積されたデータも本市に帰属する。

9 その他

- ・ 関係諸法令及び保安規定を遵守し常に善良なる管理者の注意を持って業務を遂行すること。
- ・ 受託者は、本業務を再委託することはできない。ただし、広報等事業周知支援及びコールセンター業務については、市と協議の上、事前に承認を得て再委託することができる。
- ・ 受託者は、サービス契約終了時にサーバ等に蓄積された本市に帰属するデータを削除しなくてはならない。
- ・ 受託者の責に帰すべき理由により、物件が滅失または損傷した際は、本市は損害の負担はしない。
- ・ 本仕様書に記載のない事項及び解釈について疑義が生じた場合は、本市と受託者の協議により定めるものとする。

10 成果品

成果品として、アプリ（システム）の他に、下記のデータ（ワード、エクセルまたはパワーポイント形式）を収めた電子媒体（CD-R または DVD-R）を本市が指定した期日までに提出すること。なお、業務遂行に伴い作成するデータや資料等は、別途、市が指定する方法により提出すること。

- ①システム設計書（設計に係る工程表等を含む）
- ②本システム稼働開始時点に登録された活動先情報一覧
- ③市民（活動先及び利用者）向けマニュアル
- ④担当者（市管理者）向けマニュアル、運用手順書
- ⑤打合せ議事録
- ⑥アプリ公開のために作成した書類（PDF でも可とする）

11 担当

(1) 介護予防ポイントについて

川西市福祉部介護保険課（川原、南）

TEL：072-740-1148

FAX：072-740-2003

(2) 健康ポイントについて

川西市健康医療部保健・医療政策課（藤本）

TEL：072-740-1136

FAX : 072-740-1336